第１号様式別紙

中種子町移住促進支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援金の申請に関し，偽りその他の不正な行為がないこと。

２　世帯全員が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員ではなく，また，これらと密接な関係を有しないこと。

３　鹿児島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について，鹿児島県及び中種子町から求められた場合には，それに応じます。

４　本町の移住促進事業補助金の申請日以降，５年以上継続して居住する意思を有していること

５　中種子町移住促進支援事業補助金交付要綱第10条に規定する要件を至る場合は，中種子町長に速やかに報告するとともに，以下により補助金を返納します。

　（全額の返納）

　　・　提出した書類に偽りその他の不正がある場合又は本町での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合

・　交付申請日から３年未満に本町外に住民票を異動した場合

　　・　交付申請日から１年以内に第２条に定める就業に関する要件（町長が認めるものに限る。）に反する場合

　　・　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

　（半額の場合）

　　・　交付申請日から３年以上５年以内に本町外に住民票を異動した場合

（その他）

・　前各号に掲げる場合のほか，町長が補助金を返還させることが適切と認める場合，町長が別に定める額

中種子町移住促進支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

　鹿児島県及び中種子町は，鹿児島県移住支援事業の実施に際して得た情報について，鹿児島県及び中種子町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し，本事業の実施のために利用します。

　また，鹿児島県及び中種子町は，当該個人情報について，他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施，国への実施状況の報告等のため，国，他の都道府県，他の市区町村に提供し，又は確認する場合があります。